

## 令和3年 第3回甲良町教育委員会本会議議事録

令和3年8月26日（木）、甲良町公民館において、令和3年 第3回甲良町教育委員会本会議を開催する。

1. 出席委員は、次のとおり

松田教育長、日下和子委員、藤真照委員

1. 委員以外の出席者は、次のとおり

福原教育総務課次長、寺田学校教育課課長、上田社会教育課参事、望月教育総務課課長補佐

1. 本会議の日程は、次のとおり

日程番号	議案番号	件名
日程第1		令和3年第1回会議録承認の件（日下委員）
日程第2		会議録署名委員の指名（藤委員）
日程第3		教育長報告
日程第4	議案第1号	令和4年度使用教科用図書採択につき、議決を求めることについて
日程第5	承認第21号	甲良町子育て応援金支給条例施行規則の改正につき、承認を求めることについて
日程第6	承認第22号	甲良町教育委員会事務局事務専決規程の制定につき、承認を求めることについて

○**松田教育長** 失礼します。予定の時刻となりましたので、ただいまから、令和3年第3回教育委員会本会議を始めさせていただきます。

まず冒頭、本日、教育委員さんが2名欠席であります。本会議の開催ならびに議決につきまして、まず初めに確認をさせていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に基づきまして、そこには、教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ということです。そのように規定をされています。

本日の教育委員会本会議には、教育委員さんが2名、そして私、教育長が1名出席しているということで過半数ということになります。したがって、本日の教育委員会本会議が成立することを、まず初めに確認をさせていただきます。この後、進めさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。ここからは座って失礼いたします。

お手元の日程の番号によりまして、進めさせていただきます。

まず、日程第1 令和3年第2回会議録承認の件につきまして、日下委員、よろしく申し上げます。

○**日下委員** 会議録を読ませていただきました。正確に記載されておりましたので、承認をさせていただきます。

○**松田教育長** ありがとうございます。

次に、日程第2 本日の会議録署名委員を指名させていただきます。藤委員、よろしく申し上げます。

○**藤委員** 承知しました。

○**松田教育長** ありがとうございます。

続きまして、日程第3 教育長報告をさせていただきます。

本日、東西両小学校は2学期の始業式でありました。ご存じのとおり、滋賀県も新型コロナウイルス感染症の感染拡大が急速に広がっております。そのことを受けまして国の方では、県の要請に基づいて緊急事態宣言を明日、発出されるというような予定になっております。このことを受けまして、2学期の学校の運営をどのようにしていくのか、まずは学校における感染症対策について、しっかりとこれまでも徹底して、それぞれの現場では行っておりましたが、それ以上に子どもの安全を配慮しながら徹底していくというようなことで、本日、県の方から出されています感染対策の案に基づきまして、もう一度、町内小中学校園の園長先生向けに資料を提示して、指導をしていくという方向で進めています。

それから、このように十分な対策を講じてはいきませんが、万が一感染者、あるいは濃厚接触者が判明したときの対応ということで、これは昨年度も経験をいたしました。児童・生徒、あるいはその家族の命を最優先に考えた、そん

な対応と対策を速やかに行っていきたいと思ひますし、保健所をはじめ学校医、あるいは関係の教育機関等々と連携して、感染拡大の防止対策に全力で取り組んでまいりたいというように思ひます。

それから、命を守るということを最優先に進めていきますが、子どもの学習をする権利をどのように保障していくのかということもまた、教育現場、学校と教育委員会が連携をしながら、今年度の4月より整備していただきましたタブレット等の活用をして、家庭での学習等にも使用して学習の遅れを極力生じさせないような、そんな工夫をしていきたいというように思ひます。今のところ、甲良町内に感染拡大ということは聞いておりませんが、いつ、どのような形で急速に感染拡大が起こるか分かりませんので、やっぱり現場の先生方、指導者の皆さんとともに子どもの健康観察、それから、変化をしっかりと見て取って、早期の段階で対応・対策を講じていきたいということを考えています。

次に、2つ目ですが、今申し上げた緊急事態宣言ということで、皆さんご存じのように2学期は、学校におきましては行事の多い学期であります。例えば、修学旅行、これも本来でしたら1学期でしたが、2学期の方にとということで、西小学校も東小学校も、そして中学校も2学期の9月あるいは11月、12月の上旬に予定をしておりますが、先ほど申し上げましたように、緊急事態宣言が発出される予定ですし、それが一定の期間で解かれればいいんですけども、延長、延長というようにも想定しながら、修学旅行を何とか形を工夫して、子どもたちには思い出づくりとして実施したいと思うんですけども、現場の先生方と相談しながら、そういう方向を見出していきたいというように思ひます。

同じように運動会、あるいは中学校の文化祭につきましても、基本的には緊急事態宣言下では中止、あるいは延期というように方向で県の方からも要請されると思ひますし、そのような方向で進めていきたいと思ひます。今のところ運動会は、西小学校が10月16日の土曜日、午前中開催で弁当なしというように予定をしております。そして、東小学校は9月25日の土曜日、午前中開催で弁当なしということですが、中学校の体育祭は6月に行われましたので、2学期は文化祭を9月29日の水曜日、午後開催で予定をされておりますが、これもコロナウイルス関係の感染の拡大等の状況、緊急事態宣言の状況、こういったものを見極めながら、開催するのか、延期するのか、中止するのか、その辺を学校と協議して進めていきたいというように思ひます。

いずれにしても、2学期の東西小学校の開始を待つような形で、どの市町の学校も一緒なんですけども、緊急事態宣言が滋賀県下に発出されるというように、子どもの状況をしっかりと見取る、その上に立って対応をしていくというように、コロナ対策も、あるいは学校の教育活動も求められ

ていると思いますので、その辺は現場の先生方と連携しながら、教育委員会も一生懸命取組を進めていきたいと思っています。

以上、緊急事態宣言下におけるコロナ対策、それから、2学期の行事ということで修学旅行、あるいは運動会、文化祭の現時点での予定を申し上げました。

以上で報告を終わります。特に質問等がございましたら、お願いしたいと思います。

○**藤委員** 県から出されているフェーズというのは、具体的にはどのような内容ですか。

○**松田教育長** 県としては県立学校の対応ということで、あと、市町の教育委員会にこういう要請をしますということで、例えば、県立学校の部活動につきましても、緊急事態宣言発令期間中は中止にする、実施しないということです。こうなると中学校は部活動がありますので、その辺も実施しない方向で要請が出てくるというようなことで、これは中学校とまた協議して、その方向をというようになるかと思っています。

それから、学園祭とか体育祭についても、緊急事態宣言発令期間中は準備行為も含め、延期または中止とするというふうに出されています。校外での教育活動につきましても、県立学校への要請としましては、実施しないというようなことも出されています。

県の教育委員会から県立学校に対して、こういったことが出されていますので、こういうものを案として出されているんですけども、これに基づいてもう一度、本町の小学校、中学校園の2学期の活動についても見直す方向でというようなことと、感染対策の徹底というような意味合いから、本日午後集まってもらって、これを出して協議をされる、相談するということです。よろしいですか。

○**藤委員** はい、分かりました。

○**松田教育長** そのほか、ないようでしたら、次に、日程第4の方へ進ませていただきます。

議案第1号 令和4年度使用教科用図書特別支援学級用というのと、もう一つは、中学校の歴史の教科書、この教科用図書の採択につき議決を求めることについて、事務局より説明をお願いします。

○**福原次長** それでは、議案第1号をよろしくお願いします。令和4年度使用教科用図書の採択につき議決を求めることについて、上記の議案を提出する。令和3年8月26日。甲良町教育委員会教育長。令和4年度使用教科用図書の採択につき議決を求めるものでございます。

1枚おめくりください。寺田の方から説明いたします。

○**寺田課長** 失礼します。1ページをおめくりください。この1ページから4ペ

ページまで同じような表が載っていると思います。これにつきましては、令和2年度に採択された教科用図書以外の図書を新たに今年度審議にかけて、令和4年度から使用したいというものでございます。

この表の中の濃い字で印刷されている部分が今回新しく採択される予定の教科用図書でございます。5ページから順番にその教科書の特徴、それから評価ということで載っていますので、採択理由として読み上げて説明させていただきます。簡単にかいつまんで説明させてもらいますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、5ページです。6年の(B)。この(A)(B)(C)につきましては、生徒さんの能力を表しております。(A)というのが一番能力が高いというか障害の程度が低い。(C)が障害の程度が一番高いというような捉え方いいかと思ひます。

「でんじろう先生の学校の理科がぐんぐんわかるおもしろ実験」ということで、これにつきましては、下から2つ目のところです。日常生活に関係の深い事物や性質を活かして、楽しく興味を持って実験できるようにされておるといふところが特徴になっています。

次、「絵でわかるこどものせいかつずかん(4)おつきあいのきほん」という本でございます。これにつきましては一番下のところ、家庭や地域など実際の生活の場で応用できる内容となっており、様々な場面での生活体験を積み上げることで、豊かな道徳的心情を育てる内容ということで使われております。

6ページです。これも道徳の教科書になりますが、はじめての「よのなかルールブック」おやくそくえほんというものです。上から2つ目になります、社会生活上の決まりや行動が、絵を使いながら分かりやすく示されており、児童の障害の状況や発達段階に即した内容になっています。

次も道徳に関して3年生、4年生になりますが、「みんなのきもちがわかるかな?おもいやりの絵本」というものです。一番上になります。集団や社会生活でのコミュニケーションが必要な相手を思いやる気持ちを育てる工夫がされており、学習指導要領に沿った内容となっています。

次、7ページになります。7ページの一番上は社会の教科用図書ですが、「考える力がつく子ども地図帳〈日本〉」ということで、一番下になります。地方ごとに県庁所在地や名産、名所、方言などが記されており、様々な地域について興味・関心が持ちやすく、児童の生活経験や行動範囲などを広げていくために必要な情報を得ることができるものと考えております。

次も社会の教科で、「調べよう!わたしたちのまちの施設(1)市役所」、下から2つ目になります。役所でできる手続、図書館、スポーツ施設、警察、消防署の働き、福祉施設など、社会生活に必要な事柄が詳しく説明されており、

社会生活に必要な能力と体力を育てる上でふさわしい内容となっております。

次、おめくりください。8ページです。社会、「くらしに役立つ社会」。障害者を支える労働制度や社会福祉のサービスと仕組みなどについて分かりやすく説明されており、社会生活に必要な学習をすすめることができるように工夫されています。

次は数学です。「くらしに役立つ数学」です、上から3つ目になります。基礎編と生活編に分けられており、個々の生徒の状況に応じて学習を進めることができるよう工夫されています。

9ページに参ります。教科は理科です。「くらしに役立つ理科」であります。自分の体や自然現象など、社会に出て暮らす上で役立つような内容が取上げられており、また、自分の身の回りのことと関連づけて学習できるよう配慮されている内容となっております。

その下は保健体育の教科です。「くらしに役立つ保健体育」、下から2つ目になります。「体とくらし」「いろいろな運動」「保健」「スポーツのきまり」の4つ章からなり、明るく豊かな生活を送るための生活環境や運動の重要性、サービスの利用方法などについて学習できるものとなっております。

ということで、続きまして、10ページ、11ページ、これは教科用図書を選ぶときに評価するための資料となるものです。調査委員がこれを見ながら、いろんなことを評価していくための資料となります。先ほど言いましたけども、(A) (B) (C) という能力別の区分が示されており。

例えば、11ページをご覧ください。ここの一番右のところに学年が載っています。例えば、1年生の国語ですと、(A)のところ、(B)のところ、(C)のところがあると思いますけれども、一番障害のあれが少ない(A)については採用された教科書がふさわしい。(B)については、あかね書房がふさわしい。(C)については、東京書籍の教科用図書がふさわしいというような結果となっております。

次、おめくりください。12ページ、13ページも能力別調整結果が載っております。そして、14ページも同様に調整結果が載っております。これも基礎資料となります。

15ページです。昨年度、中学校の教科書採択がございました。そこで、中学校の歴史分野についても採択された教科書がございましたが、その後、自由社というところから国の方で認定された教科書ということで出てきましたので、もう一度比較検討することとなっております。その結果、昨年採択されました東京書籍が引き続き採択されたという結果になっております。

16ページをご覧ください。そこに採択理由を載せていると思いますので、かいつまんで幾つか説明させていただきます。上から4つ目のところ、単元全

体を貫く「探求課題」、節ごとに「探求のステップ」、学習の目当て、目当ての学習課題が設けられており、思考判断した内容を適切に表現する力を身につけられる工夫がされております。それから、歴史的な見方、考え方を歴史学習の冒頭で捉え、「チェック&トライ」、「探求課題の解決」「見え方、考え方コーナー」などで思考判断を認めることができるかということ。

それから、みんなでチャレンジなどの対話的な学習課題が設けられているというようなことで、それから、巻頭の「歴史のとびら」において、小学校で学習した歴史の流れをイラストで確認できる。また、各章の導入場面の年表でもイラストが転用されており、その章で学習する内容をイメージしやすい工夫がされています。それから、「歴史にアクセス」ではそのページで学習したことに関連した内容をピックアップし、章末の「もっと歴史」で取上げられている資料や解説などと併せて生徒の知的好奇心をくすぐる内容となっています。それから、資料などに他分野や他教科との関連が記されており、本書だけでなく、他の教科書とも関連づけて学ぶということをされているというような主立った理由から、先ほど申しました、東京書籍の歴史が採択されましたという結果になっています。

17ページをご覧ください。令和4年度使用小学校教科用図書採択一覧というところで、この教科書につきましては、令和元年度に採択されて、令和2年度、そして、令和3年度も使用しています。現行の教科書です。これを令和4年度も引き続き使用してよろしいでしょうかというようなお伺いです。これが小学校と中学校ということで一覧表になってございます。以上です。

**○松田教育長** 事務局の説明が終わりました。少し時間を取りますので、今、特別支援学級用の教科用図書の採択理由もかいつまんで、調査研究委員がいますので、その報告の中から採択理由を事務局が読み上げました。また、中学校の歴史分野の教科書につきましても、昨年度採択されました当初の教科書に加えまして、今年度、自由社からの教科書も取上げられましたので、それももう一度、調査研究委員会で調査・研究した結果、昨年度採択された東京書籍の歴史分野の教科書が採択されたんですけども、そういったところをもう一度、委員さんの方で採択理由も含めましてご確認いただいて、質問等がございましたらお出しただけたらと思います。少し時間を取ります。

今年度は事務局、任意の団体から請願書とかそんなのは出ませんでしたか。

**○福原次長** 請願書とかはないですね。

**○松田教育長** 出ていないですか。

**○福原次長** はい。

**○松田教育長** ご質問等、どうですか。

それでは、お諮りしてもよろしいですか。議案第1号につきまして、賛成い

ただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。議案第1号は可決されました。

次に、日程第5 承認第21号につきまして、事務局より説明をお願いします。

○**福原次長** それでは、承認第21号でございます。甲良町子育て応援金支給条例施行規則の改正につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。

令和3年8月26日。甲良町教育委員会教育長。甲良町子育て応援金支給条例施行規則の改正につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。望月の方より説明いたします。

○**望月課長補佐** 失礼します。甲良町子育て応援金支給条例施行規則の全部を改正するものでございます。甲良町では、平成28年度から子育て応援金を支給しております。子育て世帯の経済的な負担の軽減、安心して出産・子育てができる環境の整備を推進するため、一人でも多くの子どものために迅速かつ確実に子育て応援金を支給できるよう、子育て応援金支給に係る事務手続を簡素化し、適切に行う必要があるため、今回改正するものです。大きな点につきましては、2枚目をおめくりください。様式第2号です。滞納状況の確認依頼書です。従来の確認書につきましては、教育委員会部局以外に税務課、建設水道課、人権課の滞納状況の確認欄がございました。今回、事務の簡素化ということで省略して、教育委員会のみ滞納状況の確認依頼書に変更したのと、押印を求める手続の見直しのための一部改正がございましたので、諸手続の簡素化につながるということで、各様式における押印の省略をさせていただきました。以上です。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりました。承認第21号について、質問等がございましたらお願いします。今も説明がありました事務手続の簡素化、このための改正をしていくということです。質問、ございませんか。

○**藤委員** 変わる前と変わった後の前は一覧表みたいに分かりやすく出てたんやけど、それがついていないんですね。

○**望月課長補佐** 全部改正ですので、改正したものを載せています。

○**藤委員** ちょっと分かりやすく、そうしていただいていると、変更前と変更後はどうやったんだっけというのが。

○**福原次長** 今、望月が言うように、一部改正であれば新旧対照表というのがつくんですが、これは全部改正なので、ただ確かに分かりにくいので、申し訳ないです、今、旧のやつはできていなくて、特に様式が変わるということで、今度からまた全部改正であっても分かりやすい資料を。

- 藤委員 どこがどうなっているのか、口頭でおっしゃったけど。
- 福原次長 今度は提出させてもらいます、すいません。
- 松田教育長 基本的には簡素化されているということですね、改正によって。
- 福原次長 今、説明してくれたように税務課であったり、建水であったりの町の債権の滞納状況を確認するにあたっては、全部の課に見てもらわなあかんいうことで、ちょっと時間がかかる。ただし、今回この子育て応援金は教育の立場から支給するものであって、教育委員会における保育料であったり、給食費の滞納状況の確認だけにしようということ、教育委員会だけで埋められるという、スピーディーな対応をするために改正したものです。
- 松田教育長 それでは、今、藤委員から前のやつとこの辺が簡素化したということが見て分かるようなものというような要望も出されましたので、また、次回からお願いをしたいと思います。
- 福原次長 はい。
- 松田教育長 それでは、お諮りをします。承認第21号につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- 松田教育長 ありがとうございます。承認第21号は承認されました。  
次に、日程第6 承認第22号につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 福原次長 それでは、承認第22号でございます。甲良町教育委員会事務局事務専決規程の制定につき承認を求めることについて、上記の議案を提出する。  
令和3年8月26日。甲良町教育委員会教育長。甲良町教育委員会事務局事務専決規程の制定につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。  
1枚おめくりください。望月の方より説明をいたします。
- 望月課長補佐 失礼します。甲良町教育委員会事務局事務専決規程を制定するものでございます。現在、甲良町教育委員会が行っている事務に関して整合性が取れていない事務が見受けられました。ですので、甲良町役場財務規則にあるように、今回、専決して規程の方を制定させていただきました。主なものにつきましては、専決規程の第3条、教育次長の専決事項です。この中の第5号です。収入決定伝票等に副町長欄があったんですけれども、教育委員会の方にはありませんので、そこをまず、大きく専決規程を変更したものでございます。以上です。
- 福原次長 すいません、補足です。今、第3条を望月から説明させていただいたんですが、町長部局の方にはこの専決規程がございまして。今まで教育長部局の方にはこれがなくて、特に第3条の第5号の中で1件20万円以上の収入調

定というのがあります。この規定がなかったことにより、教育長が全て決済権者になってしまうこととなりますので、20万円以内のものについては教育次長の方で専決できるというものを制定する必要があったため、教育委員会事務局の専決規程というものを制定させていただいたものでございます。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりました。専決規程をもう一度見直しを図っていくということで提案されています。質問がありましたらお願いします。

○**日下委員** すいません、初歩的なことで、専決って何ですか。

○**福原次長** 教育長部局で言うと副町長がいないので、ちょっと難しいんですが、町長部局の方で説明させていただきますと、町長が一番上の決済権者になります。その次に副町長がいます。それで総務課長がいるんですが、みんなそれぞれ、副町長がいれば副町長が決済を押しすることになるんですが、うちはいないことで総務課長がその権限をもらえるということなんです。総務課長に対してその権限を与えるということなんです。今の制定については、教育長部局につきましては教育長がいまして、副町長はいません。次に私、教育次長になるんですが、本来教育次長が見れる範囲というのが5万円までなんです。ということは、5万円を超えるやつは教育長が全部印鑑を押しなあかんということになってくるので、20万円までは次長が押す権利を与えるということです。

○**藤委員** 変更した点は、第3条の5番が変わったということですね。

○**福原次長** 変更というよりも、元々うちはこれがなかったんです。

○**藤委員** 補足ですね。

○**福原次長** それで、これは教育長部局用につくらせてもらったんですが、町長部局では今言うてる20万円のところが総務課長になっています。それを参考にうちも新しくつくったものです。大きな理由というのがそういうようなことがあるので、もういっそのことこの際だからつくろうということで制定しました。

○**松田教育長** ほかにございませんか。それでは、お諮りをいたします。承認第22号につきまして、ご承認いただけます方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第22号は承認されました。

以上で本日の日程第6まで終わりました。議事は終わりましたが、事務局より何かございますか。よろしいですか。

以上で、本日本日予定しておりました教育本会議の議事、議決、承認等につきましては、全て終わりました。これにて令和3年第2回教育委員会本会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

以上で、今日の議題はすべて終了